

## 別表第2口（保健師から養護教諭二種）による再授与申請に必要な書類について

番号	書類の名称等	注意事項
1	教育職員免許状授与願	窓口で申請時に記入していただきます。
2	誓約書	
3	失効している全ての免許状の写し	
4	更新等の証明書の写し	教員免許更新制による更新や延期、免除の申請を行ったことがある方は必要です。（都道府県教育委員会発行の証明書）
	公的身分証明書（顔写真付きのもの）	3または4を紛失または返納されている場合、持参してください。 ただし、顔写真付きのものがない場合、顔写真付きではないものを2点持参してください。 （例：健康保険被保険者証、共済組合員証、国民年金手帳(証書)等）。
5	既に取得している全ての教員免許状の原本と写し	既に何らかの有効な教員免許状を所持している方のみ必要です。
	紛失届または授与証明書	5を紛失されている場合、提出してください。ただし、紛失届は愛知県授与の免許状に限ります。
6	保健師免許の原本とコピー	必ず原本も持参してください。
7	学力に関する証明書	<b>平成24年3月31日までに別表第二口により養護教諭二種免許状を授与された方のみ必要です。</b> 教育職員免許法施行規則第66条の6の科目の単位が確認できる書類です。成績証明書ではありませんので御注意ください。 ※教育職員免許法施行規則第66条の6の科目とは、「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」にあたるもので、それぞれ2単位以上の修得が必要です。 従来、これらの科目については、単位修得の確認の必要がないものとして運用されていましたが、平成22年8月及び12月に文部科学省において取扱いが明確にされたことから、これらの科目の単位修得の確認のため、「学力に関する証明書」の提出が必要となります。
8	戸籍抄本等	申請書類一式の中に本籍地都道府県名又は氏名が異なる書類がある場合のみ必要です。 異動又は氏名の変更が確認できること 例：本籍地都道府県が複数回異動となっている場合など ※戸籍抄本の従前戸籍欄のみでは確認できない可能性があるため、戸籍謄本や改製原戸籍等が必要になることがあります。
9	返信用封筒	角型2号の封筒に530円分の切手を貼り、あて名を記載したもの。
10	手数料	手数料として1枚につき愛知県収入証紙3,400円分必要です。（県庁内で購入可。）

※各種証明書については、証明日から6ヶ月以内のものを御準備ください。